

令和7年度
盛岡市立高等学校
入学者選抜実施要項
概要版

盛岡市教育委員会

目 次

I	入学者選抜概要	1
II	前期募集（一般入学者選抜・特色入学者選抜）	2
III	後期募集（一般入学者選抜）普通科特別進学コース	6
IV	後期募集（二次募集）普通科普通コース及び商業科	8
V	特別入学志願者取扱要領	10

【資料】

○	岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定（抄）	11
○	盛岡市立高等学校管理運営規則（抄）	11
○	学校教育法施行規則（抄）	11
○	盛岡市立高等学校授業料等条例（抜粋）	12
○	盛岡市立高等学校入学考査料等の免除に関する規則（抜粋）	12

【様式】

	入学願書	13
	自己アピールカード	14

I 入学者選抜概要

1 募集学科・選抜区分・定員

学科・コース名		募集定員			
		定員	特色入学者選抜	一般入学者選抜(前期)	一般入学者選抜(後期・二次)
普通科	特別進学コース	35名	14名	*1	10名
	普通コース	160名	64名	*2	*4
商業科		80名	32名	*3	*4
合計		275名	110名		

- *1 普通科特別進学コースの一般入学者選抜前期募集定員は、定員(35名)から特色入学者選抜の合格者数及び一般入学者選抜後期(10名)を減じた人数とする。
- *2 普通科普通コースの一般入学者選抜募集定員は、定員(160名)から特色入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。
- *3 商業科の一般入学者選抜募集定員は、定員(80名)から特色入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。
- *4 特色入学者選抜及び一般入学者選抜(前期)において、定員を満たさなかった場合、二次募集を行うことがある。

2 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 令和7年3月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という)を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

3 通学区域

- (1) 県内からの出願

普通科の通学区域は以下のとおりとし、通学区域外の者は第1学年定員の100分の15の範囲で入学を許可することができる。商業科は通学区域の制限を受けない。

盛岡市、滝沢市、八幡平市のうち大更、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、宮古市のうち平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域

ただし、次のア～イに該当する者は、学区の制限を受けず出願できる。

ア 二次募集により入学しようとする者

イ 保護者の住所等を考慮してやむを得ない理由があると認められた者

- (2) 県外からの出願

「V 特別入学者取扱要領 第2 県外からの出願」による。

4 出願制限

- (1) 「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」第1条の規定により、盛岡市立高等学校と岩手県立高等学校の入学志願の併願をすることはできない。
- (2) 一般入学者選抜を志願した者が第1志望で出願する学科・コースにのみ特色入学者選抜を志願することができる。特色入学者選抜のみの出願はできない。
- (3) 一般入学者選抜において、以下の学科・コースを第2志望として出願することができる。特色入学者選抜においては第2志望を認めない。
 - ア 前期募集において、普通科・特別進学コースを第1志望とする場合
普通科・普通コース
 - イ 前期募集において、普通科・普通コースを第1志望とする場合
商業科
 - ウ 前期募集において商業科を第1志望とする場合
普通科・普通コース

Ⅱ 前期募集 一般入学者選抜、特色入学者選抜 普通科特別進学コース・普通科普通コース・商業科

第1 出願

1 出願期間

- (1) 期 間
令和7年2月5日(水)～2月12日(水) (ただし休日を除く)
- (2) 受付期間
午前9時～午後4時(必着)

2 出願手続

- (1) 入学願書の請求及び配布
中学校を通じて行う。
- (2) 志願者の手続
志願者は中学校長が指定する期日までに、中学校長に次の書類を提出する。
 - ア 入学願書(A票、B票、C票、受検票)
A票には入学考査料として、盛岡市収入証紙2,200円分、B票と受検票には写真を貼付する。
なお、入学考査料免除を申請する者は、盛岡市収入証紙を貼付せず入学願書を提出すること。
 - イ 自己アピールカード
特色入学者選抜に出願する者は提出する。
 - ウ 入学考査料免除申請に係る書類
入学考査料免除を申請する者は、下記の書類を提出する。
 - (ア) 入学考査料等免除申請書
 - (イ) 世帯に関する申立書
 - (ウ) 提出書類準備確認調書
 - (エ) その他必要書類免除申請の理由に応じて必要書類を提出すること。書類に不備がある場合は受理できない。
- (3) 中学校長の処理事項
次の書類を作成し、上記(2)の書類に添えて、出願期間中に盛岡市立高等学校長に提出する。
 - ア 志願者名簿
 - イ 学習成績一覧表
 - ウ 調査書(県立高等学校と同じ様式)

3 出願調整(志願先の変更)

- (1) 出願期間中に申し込んだ者は、次のア～ウについて、あわせて1回に限り変更できる。
 - ア 志望学科又は普通科のコース
 - イ 特色入学者選抜への出願の追加、削除
 - ウ 第2志望の追加、削除
- (2) 志願変更する者は「志願変更願」を中学校長が指定する期日までに当該中学校長に提出する。
- (3) 盛岡市立高等学校と岩手県立高等学校間の出願調整については、「岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定」により、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願調整期間
 - ア 期 間 令和7年2月14日(金)～2月20日(木) (ただし、休日を除く)
 - イ 受付時間 午前9時～午後4時(必着)

4 受験票等の送付

盛岡市立高等学校長は、検査期日の3日前までに、次の(1)～(3)を各中学校長に送付する。

- (1) 受検票
- (2) 特色入学者選抜1次選考結果通知書
- (3) 入学者選抜における携行品、集合時刻等に関する連絡

第2 選 抜

1 検査内容

- (1) 一般入学者選抜
 ア 学力検査（国語、数学、社会、英語、理科の5教科）
 学力検査は、岩手県立高等学校入学者選抜と同一のもので行う。
 イ 調査書
- (2) 特色入学者選抜
 ア 調査書
 イ 自己アピールカード
 ウ 面接

2 日程及び実施内容（本検査）

- (1) 検査期日
 ア 一般入学者選抜 令和7年3月5日（水）
 イ 特色入学者選抜 令和7年3月6日（木）
- (2) 実施内容及び時程
 ア 1日目 一般入学者選抜 学力検査

集合時刻		8 : 3 0
朝の点呼及び連絡		8 : 3 0 ~ 8 : 5 0
教 科	時 間	
国 語	9 : 1 0 ~ 1 0 : 0 0	
数 学	1 0 : 1 5 ~ 1 1 : 0 5	
社 会	1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 1 0	
(昼 食)		
英 語	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 5 0	
理 科	1 4 : 0 5 ~ 1 4 : 5 5	

イ 2日目 特色入学者選抜 面接

- (ア) 集合時間 個別に連絡する。
 (イ) 形 式 受検生1名、面接官2名の個別面接で行う。
 (ウ) 時 間 面接室への入退出を含めて10分程度で行う。
 (エ) 内 容 以下の順で行う。
- | | | |
|-----------------------|------|-----|
| ① 自己アピールカードの補足説明（受検生） | 1分程度 | |
| ② 志望理由に対する質問 | 1分程度 | |
| ③ 中学校での成果・努力内容に対する質問 | 2分程度 | |
| ④ 高等学校での目標・努力事項に対する質問 | 2分程度 | 計6分 |
- (オ) 評 価 次の3つの観点で行う。
- ① 高校生活への意欲
 - ② 進路に関する意欲
 - ③ 表現力

(3) 一般入学者選抜における各検査の配点等

ア 配点は、以下のとおりとする。

学力検査（5教科各100点満点を700点に換算する）	700点	1000点
調査書（9教科の1～3年の評定）	300点	

イ 調査書の学習の記録の換算

- (ア) 1年生（110点満点）
- ① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は2倍する。
 - ② 音楽、美術、保体、技・家の評定は3倍する。
- (イ) 2年生（220点満点）
- ① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は4倍する。
 - ② 音楽、美術、保体、技・家の評定は6倍する。

(ウ) 3年生(330点満点)

① 国語、社会、数学、理科、英語の評定は6倍する。

② 音楽、美術、保体、技・家の評定は9倍する。

(エ) (ア)～(ウ)の合計660点を300点に圧縮して調査書換算点とする。

(例：評定が全て5の場合)

教科名	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技家	小計	合計	
調査書	1年	10	10	10	10	10	15	15	15	15	110	660点 ↓ 300点に圧縮
	2年	20	20	20	20	20	30	30	30	30	220	
	3年	30	30	30	30	30	45	45	45	45	330	

(4) 特色入学者選抜における各検査の配点等

ア 配点は以下のとおりとする。

調査書(学習の記録)	100点	300点
自己アピールカード	150点	
面接	50点	

イ 調査書の学習の記録の換算

(ア) 普通科特別進学コース

中学1～3年の国語・数学・社会・理科・英語の評定75点を100点に換算する。

(イ) 普通科普通コース及び商業科

① 1年生(45点満点) 各教科の評定×1

② 2年生(90点満点) 各教科の評定×2

③ 3年生(135点満点) 各教科の評定×3

①～③の合計270点を100点に圧縮して換算点とする。

ウ 自己アピールカード

(ア) 志願意欲等 100点

(イ) 入学後の取組に関する具体性、意欲 50点

エ 面接

(ア) 高校生活への意欲 20点

(イ) 進路に関する意欲 20点

(ウ) 表現力 10点

(5) 検査場

盛岡市立高等学校

3 追検査

(1) 対象者

ア 次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する者で、本検査を受検できない者

(ア) インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、月経随伴症状等により、本検査を受検できない者

(イ) 検査当日の不慮の事態など、その他真にやむを得ない事情により、本検査を受検できない者

イ 本検査1日目(一般入学者選抜)に受検できない者は、本検査2日目(特色入学者選抜)も受検できない者として扱い、追検査1日目および2日目の対象者とする。

ただし、本検査1日目の検査を一部でも受検した者は追検査1日目の対象者とならない。

ウ 本検査2日目のみ受検できない者は、追検査2日目の対象者となる。

ただし、本検査2日目の検査を一部でも受検した者は追検査2日目の対象者とならない。

(2) 検査期日

ア 一般入学者選抜 令和7年3月11日(火)

イ 特色入学者選抜 令和7年3月12日(水)

(3) 検査内容

「Ⅱ 前期募集 第2 選抜 1 検査内容」による。

ただし、学力検査は、岩手県立高等学校追検査用に用意したものと同一のもので行う。

4 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、特色入学者選抜、一般入学者選抜の順に行う。
なお、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。
- (2) 特色入学者選抜
 - ア 選抜は、学科・コースの特色に配慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を総合的に判定して行う。
 - イ 志願者が募集定員の2倍を超える場合は、提出書類（調査書・自己アピールカード）により一次選考を行うことができる。
 - （ア）盛岡市教育委員会は、出願調整期間終了後に、各学科・コースの一次選考の有無を各中学校に通知する。
 - （イ）盛岡市立高等学校長は、受検票送付時に「特色入学者選抜一次選考結果通知書」を各中学校長に送付する。
- (3) 一般入学者選抜
 - ア 「学力検査の成績」と「調査書の学習の記録」の比率は、7：3とする。
 - イ 選抜は、特色入学者選抜合格者を除いた者を対象とする。
 - ウ 第1志望の受検者で募集定員が充足しない場合は、第2志望から選抜する。

5 合格者の発表

令和7年3月14日（金）午後3時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。
また、同日午後3時以降、盛岡市立高等学校のホームページに合格者の受検番号を公開する。
【URL】<http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>

6 合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、当該中学校長に「選考結果通知書」及び「合格通知書」を合格発表後速やかに送付する。

7 検査成績の通知

- (1) 盛岡市立高等学校長は、上記6の通知書類の送付とあわせて、検査成績通知書を当該中学校長に送付する。
- (2) 本検査及び追検査を受検しなかった者には通知しない。

Ⅲ 後期募集 一般入学者選抜 普通科特別進学コース

第1 応募・出願

1 応募資格

令和7年度岩手県立高等学校入学者選抜または盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）を受検し、合格しなかった者。

2 募集定員

普通科	特別進学コース	10名
-----	---------	-----

ただし、一般入学者選抜（前期）において、欠員が生じた場合、欠員分が加算される。

一般入学者選抜（後期）の募集定員は、令和7年3月14日（金）午後3時以降、盛岡市立高等学校のホームページに公開する。

【URL】 <http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>

3 出願期間

- (1) 期 間 令和7年3月17日（月）～3月19日（水）
- (2) 受付時間 午前9時～午後4時（必着）

第2 選 抜

1 検査内容

調査書、面接

2 日程及び実施内容

- (1) 検査期日 令和7年3月24日（月）
- (2) 実施内容及び時程
 - 集合時刻 8：30
 - 面 接 9：00～
- (3) 各検査の配点等
面接、調査書の配点内訳は、以下のとおりとする。

面 接	100点	200点
調査書（9教科の1～3年の評定）	100点	
- (4) 調査書の学習の記録の換算点
 - ア 1年生（45点満点） 各教科の評定×1
 - イ 2年生（90点満点） 各教科の評定×2
 - ウ 3年生（135点満点） 各教科の評定×3ア～ウの合計270点を100点に圧縮して換算点とする。
- (5) 検査場 盛岡市立高等学校

3 選抜方法

入学者の選抜は、普通科特別進学コースの教育を受けるに足る能力・適性を調査書、面接により総合的に判断して行う。

4 合格者の発表

令和7年3月26日（水）午後3時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。
また、同日午後3時以降、盛岡市立高等学校のホームページに合格者の受検番号を公開する。

【URL】 <http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>

5 合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、中学校長に「選考結果通知書」及び「合格通知書」を合格発表後速やかに送付する。

6 学力検査等成績の通知

- (1) 盛岡市立高等学校長は、上記5の通知書類の送付とあわせて、検査成績通知書を当該中学校長に送付する。
- (2) 検査を受けなかった者には通知しない。

IV 後期募集（二次募集） 普通科普通コース及び商業科

第1 応募・出願

1 二次募集を行う学科（コース）

普通科普通コース若しくは商業科において、欠員がある場合二次募集を行うことができる。

2 応募資格

次の(1)または(2)のいずれかに該当する者

- (1) 令和7年度盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）または岩手県立高等学校入学者選抜を受検し、合格しなかった者。
- (2) やむを得ない事情で、令和7年度盛岡市立高等学校入学者選抜（前期）または岩手県立高等学校入学者選抜を受検しなかった者。

3 募集人数

定員から入学者選抜（前期）合格者数を減じた人数とする。

なお、二次募集の実施の有無・二次募集人数は、令和7年3月14日（金）の一般入学者選抜合格発表後に盛岡市立高等学校のホームページに公開する。

【URL】 <http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>

4 出願期間

- (1) 期 間 令和7年3月17日(月)～3月19日(水)
- (2) 受付時間 午前9時～午後4時(必着)

第2 選 抜

1 検査内容

調査書、面接

2 日程及び実施内容

- (1) 検査期日 令和7年3月24日（月）

- (2) 日程等

集合時刻 8：30

面 接 9：00～

- (3) 各検査の配点等

面接、調査書の配点内訳は、以下のとおりとする。

面 接	100点	200点
調査書（9教科の1～3年の評定）	100点	

- (4) 調査書の学習の記録の換算点

ア 1年生（45点満点） 各教科の評定×1

イ 2年生（90点満点） 各教科の評定×2

ウ 3年生（135点満点） 各教科の評定×3

ア～ウの合計270点を100点に圧縮して換算点とする。

- (5) 検査場 盛岡市立高等学校

3 選抜方法

入学者の選抜は、普通科普通コース若しくは商業科の教育を受けるに足る能力・適性を調査書、面接により総合的に判断して行う。

4 合格者の発表

令和7年3月26日（水）午後3時、盛岡市立高等学校において、受検番号によって発表する。
また、同日午後3時以降、盛岡市立高等学校のホームページに合格者の受検番号を公開する。

【URL】 <http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>

5 合格者の通知

盛岡市立高等学校長は、中学校長に「選考結果通知書」及び「合格通知書」を合格発表後速やかに送付する。

6 学力検査等成績の通知

- (1) 盛岡市立高等学校長は、上記5の通知書類の送付とあわせて、検査成績通知書を当該中学校長に送付する。
- (2) 検査を受けなかった者には通知しない。

V 特別入学志願者取扱要領

第1 県内からの志願

保護者の転勤による一家転住等、特別の事由により、本校普通科を受検する場合の取り扱いについては、次のとおりとする。なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱う。

1 通学区域

本校普通科を志願する場合は、原則として、保護者の転居先が本校普通科の学区内であること。

2 志願承認手続

出願手続の前に、志願について承認を受けること。

(1) 志願者の手続

本人又は保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。ただし、提出書類は志願理由により異なるので、中学校は予め盛岡市教育委員会に問い合わせ確認すること。

【電話 (019) 651-4110 [内線 7339]】

ア 特別入学志願承認申請書

イ 異動発令の内容等に関する証明書

(証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。)

ウ その他必要書類

(2) 中学校長の処理事項

中学校長は、志願者の提出した上記ア～ウの書類及び「副申書」を盛岡市立高等学校長に提出する。承認を得た後の他の手続は、一般入学者選抜の出願方法による。

(3) 盛岡市立高等学校長の処理事項

盛岡市立高等学校長は、特別入学志願承認申請書(上記(1)ア)及び副申書(上記(2))の事由を審査し、その可否は速やかに中学校長を通して志願者に通知する。

なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱い、その後の手続については、一般入学者選抜の手続に従う。

第2 県外からの志願

保護者の転勤による一家転住等、特別の事由により、県外から本校に志願する場合の取り扱いについては、次のとおりとする。なお、志願を承認した場合は、志願者を学区内の志願者として扱う。

1 通学区域

(1) 普通科を志願する場合には、保護者の転居先が、本校の学区内であること。

(2) 商業科を志願する場合には、保護者の転居先が、岩手県内であること。

2 志願承認手続

中学校は出願手続の前に、志願について承認を受けること。

(1) 志願についての問合せ

志願が可能であるかどうか、入学願書等の請求前に盛岡市教育委員会に問い合わせること。

【電話 (019) 651-4110 [内線 7339]】

(2) 志願者の手続

本人又は保護者は、下記の書類を中学校長に提出する。ただし、提出書類は志願理由により異なるので、中学校は予め盛岡市教育委員会に問い合わせ確認すること。

ア 特別入学志願承認申請書(県外受検者用)

イ 異動発令の内容等に関する証明書

(証明方法等の詳細については、盛岡市立高等学校へ問い合わせること。)

ウ その他必要書類

(3) 中学校長の処理事項

上記、県内からの特別入学志願者要領(県内からの志願者)による。

(4) 盛岡市立高等学校長の処理事項

上記、県内からの特別入学志願者要領(県内からの志願者)による。

岩手県立高等学校及び盛岡市立高等学校入学志願等取扱協定（抄）

（平成 15 年 10 月 10 日締結）

第 1 条（入学志願の併願）

県立高校と市立高校の入学志願の併願は、認めないものとする。

第 2 条（入学志願変更の取扱い）

県立高校から市立高校への入学志願の変更又は市立高校から県立高校への入学志願の変更は、県立高校の入学選抜における出願調整期間内において、1 回に限り行うことができるものとする。

第 4 条（協定の改正期限）

この協定を改正する場合で、改正後の協定を翌年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の 9 月末日までに改正するものとする。

第 5 条（協定に定めのない事項等）

この協定に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会協議の上定めるものとする。

盛岡市立高等学校管理運営規則（抄）

（昭和 47 年 9 月 29 日教育委員会規則第 7 号）

第 4 条（通学区域）

高等学校の通学区域（以下「学区」という。）は、次のとおりとする。

盛岡市、滝沢市、八幡平市のうち大更、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、宮古市のうち平成 21 年 12 月 31 日における下閉伊郡川井村の区域

第 4 条の 2（出願）

学区内に所在する中学校に在学している者又は中学校を卒業した者で就学（入学又は転学をいう。）をしようとする者は、高等学校に出願することができる。

学区外に所在する中学校を卒業した者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者で、学区内に住所を有し、現に常住している者は、前項の規定にかかわらず、高等学校に出願することができる。

第 4 条の 3（出願の特例）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、高等学校に出願することができる。

- (1) 商業科を履修しようとする者
- (2) 第二次募集により高等学校の第 1 学年に入学しようとする者
- (3) 保護者の住所等を考慮してやむを得ない理由があると教育委員会が認めた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、高等学校の第 1 学年に入学しようとする者のうち特に希望する者

第 4 条の 4（出願の特例に係る入学許可の範囲）

前条第 4 号の規定により出願した者の入学許可は、高等学校の第 1 学年定員の 100 分の 15 の範囲内で行うものとする。

学校教育法施行規則（抄）

（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 95 条（入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者）

学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

～ 盛岡市立高等学校授業料等条例（抜粋） ～

第4条

高等学校に入学を出願する者は、入学検査料を入学願書に添えて納付しなければならない

第6条

2 市長は、経済的事情により就学が困難であると認めた者に対しては、入学検査料及び入学料を免除することができる。

附 則

4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）又は平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学検査料及び入学料を免除することができる。

～ 盛岡市立高等学校入学検査料等の免除に関する規則（抜粋） ～

第2条（免除の基準）

条例第6条第2項の規定により入学検査料等の免除を受けることのできる者は、学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少があった者とする。

2 条例附則第4項の規定により入学検査料等の免除を受けることのできる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号による災害にあっては、第1号、第3号又は第4号）のいずれかの被害を受けた者とする。

- (1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この条において同じ。）の全壊又は半壊
- (2) 住居の全焼又は半焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少
- (5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

第3条（免除の申請）

入学検査料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学検査料等免除申請書に前条各号（平成28年台風第10号による災害に係るものにあつては、第1号、第3号又は第4号）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第4条（免除の決定及び通知）

市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学検査料等を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、入学検査料等免除決定通知書により、入学検査料等を免除することを不適当と認めたときは入学検査料等免除不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

令和7年度 盛岡市立高等学校
入学願書 (A票)

入学選考料納付書

令和7年 月 日

次の通り納付します。

金2,200円也

ただし、入学選考料として

盛岡市収入証紙を貼付すること。
消印しないこと。

免除申請

該当する場合はレを入れてください。

盛岡市立高等学校長様

氏名

住所

〒

保護者

氏名

* 月 日 受理 第 号

志願変更願受理月日 月 日

志願変更先 岩手県立 高等学校

令和7年度 盛岡市立高等学校
入学願書 (B票)

入学願

令和7年 月 日

盛岡市立高等学校長様

盛岡市立高等学校への入学を希望いたします。

志願者

ふりがな

氏名

生年月日 令和 年 3月 平成 年 月 日 生

中学校名

卒業

卒業見込

保護者

氏名

住所

〒

普通科特進コース 普通科普通コース 商業科

出願する 出願しない

学区内 学区外 (普通科のみ記入)

第一志望 普通科普通コース 商業科 なし

令和7年度 盛岡市立高等学校
入学願書 (C票)

調整出願票

盛岡市立高校から県立高校へ志願を変更する場合

出願事実証明欄

志願者は、令和7年 月 日
本校へ出願したことを証明します。

令和7年 月 日

岩手県立 高等学校校長様

盛岡市立高等学校

校長 北田義徳

盛岡市立高校内で志願を変更する場合
(志望変更願提出後、盛岡市立高校において記入する。)

第一志望 普通科特進コース 普通科普通コース 商業科

希望する 希望しない

学区内 学区外 (普通科のみ記入)

第一志望 普通科普通コース 商業科 なし

* 志願変更願受理月日 月 日

第 号

志願変更先 岩手県立 高等学校

令和7年度 盛岡市立高等学校
入学者選抜(前期)

受検票

写真貼付
正面上半身
6か月以内の撮影
写真の裏面に氏名記入
縦4cm×横3cm

受検番号
*

特色入学者選抜
* あり なし

氏名

中学校名

卒業

卒業見込

盛岡市立高等学校

校長 北田義徳

一般入学者選抜(前期) 令和7年3月5日

集合時刻 8:30

集合場所 盛岡市立高等学校 各受検控室 入り口に詳細掲示

国語 9:10-10:00

数学 10:15-11:05

社会 11:20-12:10
(昼食)

英語 13:00-13:50

理科 14:05-14:55

携行品等 受検票、鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、定規(三角定規も可)、コンパス、尺、上履き、上履袋、黒がけルペン *なお、分厚型付き定規、計算機能・辞書機能、通信機能を有することのできる機器は持ち込まないこと。

特色入学者選抜 令和7年3月6日

集合時刻

集合場所 盛岡市立高等学校 各受検控室 入り口に詳細掲示

検査内容 面接

受検番号は高校で記入

受検番号

令和7年度 盛岡市立高等学校 入学者選抜 特色入学者選抜 自己アピールカード

中学校名	
ふりがな 氏 名	

1 志望理由を簡潔に50字程度で記入してください。

<hr/> <hr/>

2 中学校までに最も努力を重ねた成果とその内容を次の①、②に従って記入してください。

①具体的な成果（部活動、生徒会活動、資格取得、校外での活動の中から1つだけ答えること。）

(ア)成果

<hr/> <hr/>

* (ア)について 正式名称を省略せずに記入すること。

(イ)主催者など

<hr/> <hr/>

* (イ)について 対外的な活動の場合、主催者、実施日、その成果までの予選の有無を記入すること。生徒会活動については、役職と活動期間を明示すること。
資格については、認定団体、取得年月日を記入すること

②努力した内容（期間、回数、内容を具体的に）を、50字程度で記述すること。

<hr/> <hr/>

3 高校入学後、頑張っ取り組みたい目標について、次の①、②に従って記入してください。

①具体的な目標（部活動、生徒会活動、資格取得、校外での活動の中から1つだけ答えること。）

目 標

<hr/> <hr/>

②取り組みたい内容（期間、回数、内容を具体的に）を、50字程度で記述すること。

<hr/> <hr/>

※入学願書等の請求・配布について

入学願書及び実施要項の請求・配布は、以下のとおりとする。

- 1 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という)を卒業又は卒業する見込みの者

●中学校を通じて行う

- 2 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

●盛岡市立高等学校に直接請求する

返信用封筒(角形2号)に宛名を記入し、切手(要項1部希望の場合は250円切手、要項2部希望の場合は390円切手)を貼付した上で、下記あて直接来校又は封書により申し込むこと。

〒020-0053 盛岡市上太田上川原96番地

盛岡市立高等学校 教務課 入学者選抜担当

【 問合せ先 】

- 盛岡市教育委員会 (担当) 学校教育課

住 所 〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2

(都南分庁舎)

TEL 019-651-4110 [内線 7339]

- 盛岡市立高等学校 (担当) 教務課

住 所 〒020-0053 盛岡市上太田上川原96番地

TEL 019-658-0491

FAX 019-658-0883

URL <http://www2.iwate-ed.jp/mor-c/>